

平成29年3月22日言渡

平成25年（行ウ）第162号 事業認可処分取消請求事件

練馬訴訟一審判決分析

2017年3月23日

第1 主文

- 1 1名を除き却下
- 2 1名の請求を棄却

第2 争点1（原告適格）について

4名の原告について、1キロ区間の事業により騒音、振動等による健康又は生活環境に係る被害を受けるおそれがあるとは認められないとして、訴えを却下。

第3 争点（本件処分の適法性）について

- 1 判断枠組みについて

通常 of 裁量論に関する判例の踏襲であるが、目新しい点は都市計画を変更しないという意思決定の適否の判断についても同様であるとした点か。

- 2 外環の2の整備の必要性について

上記の枠組みに即して、都の①外環の2整備の必要性、②本件事業地における外環の2の整備の必要性の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用はないとした。

- 3 重要な基礎事実を欠いたという主張に関する判断

(1) 昭和41年当時の外環の2整備の目的を「外環本線でまかないきれない交通量をまかなうこととする」と認定した。

※今後詳細に分析する必要があるが、原判決の認定には不正確な部分があるように思われる。

(2) 原告の主張について (45頁)

①昭和41年の決定時に掲げられた当初の目的は平成19年の変更決定により失われた。

②本件事業認可の申請の時点において、別の必要性が標榜され、その必要性が一見明白に不合理でない以上、重要な基礎事実を欠いたということにはならない。

③一旦決定された都市計画は、その目的が消失しても、他の目的に流用してもかまわない。

(コメント)

昭和41年決定時の基礎事実が失われたことを認定していることをまず、確認する必要がある。武蔵野訴訟一審判決などは明らかにこの点を回避していたのであり、積極的に評価すべき部分である。

その上で、他の目的に流用してもかまわないとする点については、都市計画の決定手続、公告や意見聴取、都市計画審議会における議決などを定めた法の趣旨を没却するものであり、法令の解釈適用に違反があると指摘することになると思われる。

また、都が前記方針転換をして地上部整備の必要性を再度肯定するに至った判断過程が一切法廷に顕出されていないまま、漫然とその合理性を肯定している点については、釈明義務違反、審理不尽の違法、証明責任の転換に関して判示した判例違反などを指摘しうる(今後の検討課題)。

現地進行協議の収穫と思われる判示もある。1キロ区間について、「縮小することも検討されるべきであったのではないかと考えられる」(49頁)。

4 一体性・総合性違反について

(1) 外環本線構造形式の変更の目的

「沿線環境を保全し、移転等の影響を極力少なくすること」と認定されている（52頁）。

(2) 原告の主張について

原告の主張は、外環本線都市計画と外環の2の都市計画間の一体性・総合性が確保されることを都市計画法は要請しており、外環本線と外環の2は一体性・総合性を欠くというものであった。

判決は、①整備の必要性、②昭和41年時の2つの計画と比較すれば、（外環の2計画全体について、幅員は縮小されることが見込まれるから）、悪影響の程度は格段に低くなることは明らか、などとして地下化の目的に反しないと結論づけている。

なお、練馬3キロ区間以南について、練馬3キロ区間の幅員の縮小等の事情からすれば、「その余の区間においても、同様の幅員の縮小ないし整備が見込まれるものといえることができる」（53頁）と判示している。

5 旧都市計画法3条の違反について（56頁）

昭和41年時の外環の2都市計画決定の際に内閣の認可を受けたことをうかがわせる証拠は提出されていない。

ただし、臨時措置法、及び臨時特例では内閣の認可を不要としていた。

この点、臨時措置法の規定内容に照らせば、大東亜戦争の終結とともに失効したと解する余地がある。したがって、外環の2都市計画決定には内閣の認可を受けなかった瑕疵が存する可能性もある。

しかしながら、その後、現行の都市計画法の手續に従って、都市計画変更手續が行われたことによって、瑕疵は治癒されたものと解するのが相当である。

以上